

## 人事院会議議事録

会議日

令和6年5月16日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官  
(幹事) 柴崎事務総長  
(説明員) (職員福祉局)  
西職員福祉課長

議題

令和6年民間企業の勤務条件制度等調査の実施

議事の概要

- 議題「令和6年民間企業の勤務条件制度等調査」について、担当局から別添のとおり調査を行うこととしたいこと、また、調査票については、総務省において審査中であり、審査の結果、軽微な変更が生じた場合は、御一任いただきたい旨の説明があった。
- これに対し、「自己啓発の支援の状況」の調査項目について、以下のような意見があった。
  - ・ 支援の状況については、企業ごとに幅があるとも考えられることから、統計上のデータのみでなく、丁寧な実態把握を行うことも重要と考えられる。(伊藤人事官)
  - ・ これまであまり行われていない調査であることから、企業によって「自己啓発」の定義に対する受け止め方に違いがある可能性にも留意する必要がある。(川本総裁)
- 議題については、三人事官一致で議決された。

## 令和6年民間企業の勤務条件制度等調査の実施について

令和6年5月16日

職員福祉局

本年の民間企業の勤務条件制度等調査について、別紙調査要綱のとおり実施することとしたい。具体的な調査項目は以下のとおり。

調査の実施に当たっては、全ての調査事項について、オンライン調査システムを利用した回答を可能とする。また、本年は、近年の回答回収方法を勘案し、人事院職員が訪問又は電話等により行う職員調査は実施しないこととしたい。

### **A 自己啓発の支援の状況【新規調査】**

民間企業における自社の従業員が自己啓発活動を行う場合の支援の有無とその内容及び人事評価や処遇への考慮の状況等について調査を行い、公務における職員の自己啓発活動に係る施策を検討するための基礎資料とする。

### **B 社宅の状況等【継続調査】**

公務員宿舎の設置、使用料等については人事院の勧告事項となっており、財務省に対して必要な意見を述べられるよう、民間企業の社宅の状況について調査を行ってきている。

### **C 業務災害及び通勤災害に対する法定外給付制度【継続調査】**

公務における特別援護金の水準設定は、民間における法定外給付制度の状況を踏まえて決定しており、そのため民間企業における状況や支給額等について調査を行ってきている。

以 上

## 令和6年民間企業の勤務条件制度等調査要綱

令和6年5月  
人 事 院

## I 調査の目的

民間企業の勤務条件制度等調査は、民間企業における労働時間、休業・休暇、福利厚生、退職管理及び業務・災害に対する法定外給付等の実態を把握し、国家公務員の勤務条件の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。

## II 調査の範囲

## 1 調査対象

## (1) 地 域

全 国

## (2) 調査対象企業

令和6年10月1日現在における常勤の従業員数が50人以上である企業のうち、日本標準産業分類の大分類の農業・林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業及びサービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）に分類されたもの。

ただし、次の経営形態のものを除く。

ア 政府機関及びその関係機関

イ 地方公共団体及びその関係機関

ウ 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関

エ 企業組合等

## 2 調査客体

調査対象約45,000社のうち、産業及び企業規模によって層化した上で無作為に抽出した約7,500社を調査客体とする。

## III 調査事項

令和6年10月1日現在における次の各事項とする。

## 1 企業に関する事項

(1) 企業の名称

(2) 所在地

(3) 主な事業内容

(4) 企業全体の常勤の従業員数

## 2 自己啓発の支援の状況

- (1) 自己啓発の支援の取組の実施の状況
- (2) 自己啓発の支援内容
- (3) 自己啓発の人事評価、処遇への考慮の状況
- (4) 考慮する人事評価、処遇の内容
- (5) 自己啓発に活用可能な法定外休暇・休業制度の有給・無給の状況
- (6) 自己啓発に活用可能な法定外休暇・休業制度の用途、目的の限定の状況

## 3 社宅の状況等

- (1) 転勤の有無
- (2) 用途別、保有形態別社宅の有無
- (3) 社宅の使用料等

## 4 業務災害及び通勤災害に対する法定外給付制度

- (1) 法定外給付制度の有無
- (2) 給付額の決定方法
- (3) 給付額

## IV 調査方法

調査客体（標本企業）約7,500社に対して調査票を郵送し、所要事項を記入した調査票の返信用封筒による返送又はオンライン調査システムにより回答を求める。また、同システムを利用できないときなど、調査対象企業が特に希望する場合には、エクセル形式の調査票を用いた電子メールによる回答も可能とする。

## V 調査期間

令和6年10月1日（火）から11月30日（土）までとする。

## VI 集計方法

独立行政法人統計センターに依頼する。

## VII 結果の公表

集計及び分析が完了後、結果報告書を公表する。

以 上